

## 火災予防に関する手続の電子申請に係るQ A（事業者向け）

| No. | 質 疑   | 回 答  |
|-----|---|--|
| 1   | 横浜市電子申請・届出システムの使い方を教えてください。                   | 横浜市電子申請・届出システムのページのよくある質問をご確認ください。<br>《横浜市電子申請・届出システム よくある質問》<br><a href="https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/portal/fag">https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/portal/fag</a> |
| 2   | 横浜市電子申請・届出システムで消防法令の届出をする場合、マイナンバーカードは必要ですか。  | 消防法令の基づく手続では、マイナンバーカードは必要ありません。  |
| 3   | 事前に準備するものはありますか。                              | システムへの新規登録が必要になります。<br>従来の書面申請時と同様の情報、資料を準備してください。<br>なお、資料は申請に添付するため、電子データ化しておく必要があります。   |
| 4   | 添付するファイルの形式は何が使用できますか。                        | アップロードできるファイル形式の拡張子は、次のとおりです。<br>(拡張子：pdf, xls, xlsx, doc, docx, ppt, pptx, jpeg, jpg, png, tif, tiff, zip, txt, csv)  |
| 5   | 添付するファイルのデータ容量の上限はありますか。                      | 添付するファイルの合計で 100MB が上限となります。   |
| 7   | オンライン申請をした後、何か連絡がきますか。                        | オンライン申請直後、入力したメールアドレス宛に横浜市電子申請・届出システムから自動でメールが送信されます。<br>また、届出内容を確認後には、消防署の担当者からメールでご連絡します。<br>なお、申請した内容に不明点がある時などは、入力した電話番号に電話でご連絡する場合があります。  |
| 8   | オンライン申請をした後、受理されたかどうかは連絡がきますか。                | 申請内容を確認した結果を電話又はメールによりご連絡します。  |
| 9   | オンライン申請をした後、申請内容の一部に間違いがありました。修正する方法を教えてください。 | 横浜市電子申請・届出システムにてマイページから申請の取り下げが可能です。   |
| 10  | オンライン申請で届出をしたが、届出書の控えに「届出済」の印を押してもらえますか。      | オンライン申請では、「届出済」の印を押すことはしていません。<br>受付完了画面や受付メールを保存する等の対応をお願いします。  |

|    |  |  |
|----|--|--|
| 11 | 届出書の控えはどこでダウンロードできますか。                                       | 一部の申請・届出は、申請完了画面で控えをダウンロードできます。<br>なお、ダウンロードせずに次の画面に移ってしまった場合でも「マイページ」から再度ダウンロードすることができます。   |
| 12 | 横浜市電子申請・届出システムで手続きした申請や届出は、防火管理維持台帳等に編纂するために、印刷しなければならないですか。 | 防火管理維持台帳、消防用設備等及び特殊消防用設備等の維持台帳並びに防災管理維持台帳は、消防法及び石油コンビナート等災害防止法の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成17年総務省令第38号）の規定により、電子データにより保存又は作成することができます。 |
| 13 | 消防署の立入検査の際は、印刷し、提出できるよう準備する必要がありますか。                         | 立入検査では、必要に応じて、届出書の内容等を確認しますが、パソコンやタブレット等の画面から閲覧できれば印刷する必要はありません。   |
| 14 | 電子申請を行った後、問合せを行いたいのですがどうしたらよいのでしょうか。                         | 電子申請が完了した後、画面に表示された申込番号を控え、届出先の消防署へお問い合わせください。<br>なお、連絡先にメールアドレスを入力した場合は、当該メールアドレス宛に申込番号が別途通知されます。   |
| 15 | 次回の申請を簡単な方法で行いたいのですが、何か方法はありますか。                             | 過去に横浜市電子申請・届出システムから申請したことがある場合は、「過去申請を使用する」というボタンから過去の申請内容を転記することができます。  |
| 16 | 申請データの控えは紙に印刷して保管する必要がありますか。                                 | 電子データにより保管することができます。   |